

埼玉県地域クラブ活動参加費等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、地域クラブ活動への参加に係る経済的負担の軽減を図り、もって将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、県が認定した地域クラブ活動（以下「認定地域クラブ活動」という。）の運営団体に対し、予算の範囲内において埼玉県地域クラブ活動参加費等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は認定地域クラブ活動とし、経費は別記に定める経済的理由により地域クラブ活動の参加費及び保険料（以下「参加費等」という。）の負担が困難と認められる世帯の生徒の参加費等とする。

(補助率)

第3条 前条に規定する経費に対する補助額は、別記に掲げるとおりとする。

(交付申請書の様式)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、県が定める日とする。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の返還)

第6条 知事は、認定地域クラブ活動の参加者が、別記に規定する補助対象経費の要件を欠いたとき又は不正の手段により認定を受けたこと等によって認定を取り消された場合、県から既に支給されている参加費等の全部又は一部の返還を求めることができる。

(状況報告)

第7条 補助事業者等は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

第8条 補助事業者がやむを得ない事情により、事業の内容を変更する場合又は事業を中止し若しくは継続できない場合は、変更交付申請書を速やかに知事に提出し、変更交付決定を受けなければならない。この場合は、補助金の一部又

は全部の返還を命ずることがある。ただし、交付目的を変えないで、補助金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更についてはこの限りでない。

2 変更交付申請書の様式は、様式第3号のとおりとし、事業計画・内容の変更又は中止を説明する書類を添付するものとする。

3 変更交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(報告書の様式)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(添付書類)

第10条 規則第13条の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 補助の対象となる経費の収支内訳

(2) 活動実績

(3) 該当生徒の参加状況

(4) 参加費等の金額が分かる書類(参加者への通知等)

(5) その他県が求める書類

(報告書の提出時期等)

第11条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業等の完了後15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(額の確定通知)

第12条 規則第14条の額の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 前条までに定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年9月30日から施行する。

別記（第2条、第3条関係）

埼玉県地域クラブ活動参加費等の支援

1. 事業の内容

経済的理由により地域クラブ活動の参加費等の負担が困難と認められる世帯の参加費等を減免している認定地域クラブ活動の運営団体に対し、当該減免額を補助する。

2. 補助対象経費

以下のすべての要件を満たす生徒の認定地域クラブ活動への参加費等

（1）認定地域クラブ活動に参加する生徒

（2）以下のいずれかに該当する生徒のうち、知事が審査し、認定したもの。認定基準は以下のとおりとする。

（一）生活保護世帯の生徒

（二）住民税非課税世帯の生徒

（三）埼玉県要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱に基づく認定又は居住自治体を実施している就学援助制度において要保護若しくは準要保護の認定を受けている生徒

3. 補助金の限度額

参加者1名につき補助対象経費の限度額は以下のとおりとする。

	年額	※1ヶ月あたり
参加費	36,000 円	3,000 円
保険料	800 円	—
合計	36,800 円	

※参加月数が6ヶ月の場合の補助上限額は18,800円となる。

3,000 円（月額上限）×6ヶ月（参加月数）＋800 円（保険料上限額）

4. 支援の申請及び認定

認定地域クラブ活動に必要な参加費等の支援を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（別紙1）に上記第2項に規定する要件に該当することを証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

知事は、申請者から提出された書類により、上記第2項に規定する要件に該当することを審査し、その結果を申請者及び認定地域クラブ活動の運営団体に認定

通知を発出する（別紙２）。

申請者が上記第２項に規定する要件を欠いたときは、認定状況変更申請書（別紙３）を知事に提出しなければならない。

なお、知事は、申請者が上記第２項に規定する要件を欠いたときは、認定の全部又は一部を取り消すことができる。

５．補助について

（１）補助の考え方

認定地域クラブ活動の運営団体は、上記第４項にて認定された参加者（以下「参加者」という。）にかかる参加費等を減免し、県が当該減免額を負担する方法で行う。

（２）補助申請等の流れについて

認定通知を受けとった運営団体は、交付申請書（様式第１号）を知事に提出する。

知事は運営団体からの交付申請を受け、審査の上、交付決定通知書（様式第２号）を運営団体に発出する。

運営団体は、参加者の認定地域クラブ活動に係る参加費等について、交付決定額の範囲内で減免を行うものとする。

当該事業年度にかかった参加費等を事業終了時に運営団体が報告書（様式第３号）を県に提出した後、運営団体が指定した銀行口座に県が振り込む精算払いを原則とする。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年度埼玉県地域クラブ活動参加費等支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

下記により、 年度埼玉県地域クラブ活動参加費等支援補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

交付申請額	事業の実施期間
円	年 月 日から 年 月 日まで

2 事業の目的及び事業内容

目 的	
事業内容	

3 交付対象経費
別添のとおり

様式第 2 号（第 5 条関係）

年度埼玉県地域クラブ活動参加費等支援補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった 年度埼玉県地域クラブ活動参加費等支援補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 4 0 年埼玉県規則第 1 5 号）第 5 条及び第 6 条により下記のとおり交付する。

記

1 補助金交付額

補助金交付額	支払方法
円	

2 交付条件

この補助金は、 年度埼玉県地域クラブ活動参加費等支援補助金のために交付するものであるから目的以外に使用してはならない。

様式第 3 号（第 8 条関係）

年度埼玉県地域クラブ活動参加費等支援補助金変更交付申請書

第 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

下記により、 年度埼玉県地域クラブ活動参加費等支援補助金の変更交付を受けたいので、埼玉県地域クラブ活動参加費等支援補助金交付要綱第 8 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金変更交付申請額

補助金の額	
変更前	円
変更後	円

2 変更又は中止の内容及び理由

様式第 4 号（第 8 条関係）

年度埼玉県地域クラブ活動参加費等支援補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで変更交付申請のあった 年度運埼玉県地域クラブ活動参加費等支援補助金については、埼玉県地域クラブ活動参加費等支援補助金交付要綱第 8 条により下記のとおり変更交付する。

記

1 補助金交付額

変更前	変更後
円	円

2 変更交付条件

様式第 5 号（第 9 条関係）

年度埼玉県地域クラブ活動参加費等支援補助金実績報告書

第 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の（変更）交付決定を受けた、
年度埼玉県地域クラブ活動参加費等支援補助金の補助事業が完了したので、補助金等
の交付手続等に関する規則第 13 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報
告します。

記

1 交付決定額等

交付決定額	事業の実施期間
円	年 月 日から 年 月 日まで

- 2 補助事業の成果
別添のとおり
- 3 補助事業に要した経費の決算に関する事項を記載した書類
別添のとおり
- 4 不用額が生じた理由（不用額が生じた場合に限る。）

様式第 6 号（第 12 条関係）

年度埼玉県地域クラブ活動参加費等支援補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定をした 年度 埼玉県地域クラブ活動参加費等支援補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則第 1 4 条により下記のとおり確定する。

記

確 定 額
円

埼玉県地域クラブ活動参加費等支援認定申請書

(宛先)
埼玉県知事

① 該当する申請区分に☑を付けてください。

☐	生活保護世帯の生徒
☐	住民税非課税世帯の生徒
☐	埼玉県要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱に基づく認定 又は居住自治体が実施している就学援助制度において要保護若しくは準要保護の認定を受けている 生徒

② 申請する保護者情報を記入してください。

保護者等	基準日現在 申請者住所	〒 ー 埼玉県					
	連絡先	自宅		携帯		メール	
	フリガナ			中学生 との関係 (該当するものに○をする)	親権者（父・母）・未成年後見人 未成年後見人である里親・主たる生計維持者 高校生等本人・その他（ ）		
	氏名						

③ 対象となる中学生について記入してください。

フリガナ		生徒 生年月日	年 月 日
生徒氏名			
在学する 学校名	立 学校	学年・組・出席番 号	年 組 番
		在学期間	年 月 日 ～ 年 月 日

④ 参加する地域クラブについて記入してください。

クラブ活動 (種目) 名		参加期間	年 月 日 ～ 年 月 日
クラブ活動 (種目) 名		参加期間	年 月 日 ～ 年 月 日

⑤ 次の3点を御誓約の上、署名をお願いいたします。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は埼玉県の求めに従い、減免されていた参加費等を認定地域クラブに支払います。
- 認定された場合、児童・生徒の学校名、学年、氏名を認定地域クラブに提供することについて同意します。

申請者（保護者）署名

別紙 2 - 1 (県→運営団体)

年度埼玉県地域クラブ活動参加費等支援認定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

標記について、別表のとおり認定したので通知します。

なお、個人情報の取扱いについては十分御配慮の上、下記事項に従い、適正に事務処理を行っていただきますようお願いします。

記

- 1 別表により認定を受けた参加者に係る参加費等については、減免措置を講じてください。なお、当該減免額については、県が負担いたします。
- 2 埼玉県地域クラブ活動参加費等支援補助金交付要綱（以下、「要綱」という）第 4 条に定める交付申請書（様式第 1 号）等の提出をお願いします。
- 3 退会等により参加費等が発生しないことが明らかになったときは、要綱第 8 条に定める変更交付申請書（様式第 3 号）を速やかに県に提出してください。
- 4 当該事業年度に要した参加費等については、事業終了後、要綱第 9 条に定める報告書（様式第 5 号）により御報告ください。提出された報告書の内容を審査の上、県において補助金額を確定し、確定額を御指定の銀行口座へお振込みいたします。

別表

年度埼玉県地域クラブ活動参加費等支援認定結果

[illegible]

別紙 2 - 2 (県→参加者)

年度埼玉県地域クラブ活動参加費等支援認定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった 年度埼玉県地域クラブ活動参加費等支援については、下記のとおり認定し、その参加費等を減免する。

記

1 参加するクラブ活動名

2 参加する期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 減免額 円

(宛先)
埼玉県知事

① 保護者と生徒の情報を記入してください。

保護者等	基準日現在 申請者住所	〒 埼玉県					
	連絡先	自宅		携帯		メール	
	フリガナ						
	氏名						
	フリガナ			在学する 学校名	立	学校	
	生徒氏名						

② 認定状況の異動事由について御記入ください

異動日	年 月 日	異動事由
		・クラブの退会 ・転学・転出 ・その他（以下の欄に理由を御記入ください）

③ 次の３点を御誓約の上、署名をお願いいたします。

- ・この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ・この申請書に虚偽の記載があった場合は埼玉県求めに従い、減免されていた参加費等を認定地域クラブに支払います。
- ・児童・生徒の学校名、学年、氏名を認定地域クラブに提供することについて同意します。

申請者（保護者）署名